

公益社団法人日本クレ－射撃協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://clay-shooting.website/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	基本プラン（VER.3）を策定し、2024年度第7回理事会（2025年3月24日）で報告・承認を経ている。 基本プラン（VER.3）では、競技会の活性化・ジュニア世代の充実・女性スポーツの推進・スポーツ医学サポートの充実・競技会の開催運営能力という5項目の向上を目指した計画としている。銃刀法等という特殊な事情がある競技ではあるが、2024年度より強化体制を刷新し、アスリート育成パスウェイの枠組み「日本版FTEM」を取り入れながら、トータルでみた強化活動の体系化を推進中である。協会内は2024年2月臨時総会の理事解任決議があり、2024年～2025年に掛けて課題の洗い出し、現状分析、経営の透明性を確保し不正行為を防止する規程類の見直しを実施しており、2026年度中に組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等）や10年後の達成目標を作成する。	1. 基本プランVER.3 2. 2024年度第7回理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営に関する理事監事の役割、専門委員会の役割、事務局の役割、コンプライアンスに関する内容を2022年に取り纏めた日本クレ－射撃協会運営ガイドライン（VER.1）を策定して不祥事を防止するための体制を目指してきた過程の中で、2024年2月臨時総会において理事解任決議を行い、公益社団法人に相応しい公正公平な競技団体への変革をすべく現在まで規程類の整備を行ってきた。ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見に関しては法的知見を有する理事や、民間会社で教育を受けてきた人材がスポーツ公認指導者養成講習会の講師をつとめるなどしているが、人件費等の問題もあることから顧問弁護士やJOCのNF総合支援センター法務サポートの活用を行いながら対応中である。2026年度中に協会運営ガイドラインの見直しを実施して人材育成計画を盛り込むこととする。	3. 日本クレ－射撃協会運営ガイドラインVER.1 4. 2021年度第5回理事会議事録
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2024年2月臨時総会の理事解任決議があり、あらためて協会内の財務内容・収支の現状を見極めるため、2024年度は支出を最小限にとどめるべく事業運営を行い、人員採用なども控えた結果2024年度決算は（正味財産＋約1,861万円）黒字収支となった。従来は4つの事業ごとの大きな括りでの収支予算を組んでいたが、2025年度の事業計画書に置いては更に細分化した収支計画を立案することが出来た。旧執行部において5～6年前は正味財産総額が年間事業運営費の1割程度まで落ち込む危機的な状況になったが、ここ数年間は出ずるを制すことに徹し財務の改善を図り、協会における年間事業運営費全体（約2億円）の4割程迄、正味財産総額（約8千万円）を回復することが出来た。2025年3月末に2025年度（2025年～2027年）に亘る財務計画を立てる予定であったが、支出を伴う現状分析に時間を要し、スポンサー契約など収入面の改善に着手出来なかった。来る2026年度中に（2026年度～2028年度）までの財務計画を作成し、目標管理の推進につとめる。	5. 2024年度決算書 6. 2025年度事業計画書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2024年6月の役員改選時に、役員候補者選考委員会規程へ理事選考基準を可視化し、定款の施行についての細則を改正し各地方協会の意見・要望を吸い上げるため、ブロック理事数を4名→6名に増やした。改選の結果、外部理事6名（30%）となり目標割合（25%）を達成。女性理事4名（20%）となった。女性理事の目標割合（40%）は達成出来なかったため、次回役員改選時には女性理事の増員に向けて取り組みたい。 外部理事割合の達成目標（25%）・女性理事割合の達成目標（40%）という具体的な達成目標について、次期役員改選（2026年6月）までに定款の施行についての細則第2条第8項を追加改正する。	7. 2021年度第6回理事会議事録 8. 定款の施行についての細則 9. 理事・監事リスト（2025年3月31日現在）
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年度にアスリート委員会を設置し、まずは理事会の諮問機関としてスターとした。 2022年6月の役員改選を経て、アスリート委員会・委員長が理事へ就任いただき、アスリート委員会は委員長1名・副委員長2名、委員1名（計4名）の構成であった。 2024年6月の役員改選後、幅広く選手の意見を集約するためにアスリート委員会を再編し、委員長1名・副委員長2名・委員3名・オブザーバー4名・アドバイザー1名（計11名）の構成へ改正した。現在は、会員アンケートを行ったり、理事会に報告する内容を事前に打合せ・共有するなどを図り、アスリート委員会報告を実施している。	10. アスリート委員会規程 11. アスリート委員会名簿 12. 2025年度第2回理事会 アスリート委員会報告

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事就任については、地方組織より選出されるブロック選出理事は就任時に70歳を超えないように定年制を古くから整備しており、地方組織の新陳代謝へ大いに貢献している。生涯スポーツであるクレー射撃では、他競技よりもその競技年齢層が高いため、学識経験者理事については定年制を設けていなかった。 2024年6月の役員改選に合わせて、定款の施行についての細則第2条を追加修正し、学識経験者理事の定年制を設け、学識経験者理事就任時に85歳を超えないよう制限を設けた。尚、外部理事については定年制の対象から除外している。 尚、改正公益法人法が2025年4月に施行されたことにより、次回役員改選時（2026年6月）には、要件に添った外部理事、外部監事をそれぞれ1名以上おく必要があるため、対応することとする。	8. 定款の施行についての細則 13. 法改正による自律的ガバナンスの充実（外部理事、外部監事の設置）
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の再任回数の上限設置については、前回の役員改選（2024年6月）にあたり協議したが、臨時総会における理事解任や外部理事就任にあたり新任理事の育成に当面傾注する必要があり、且つ、人材不足の観点から対応することが難しいと判断し、理事の再任回数の上限設置を見送る事としている。 次回役員改選時（2026年6月）までに協会内で議論を重ね結論を出すこととする。	9. 理事・監事リスト （2025年3月31日現在）
	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	第8項記載の通り、新任理事や外部理事の育成に当面傾注する必要があり、且つ、人材不足の観点から対応することが難しいと判断し、理事の再任回数の上限設置を見送ることとした。 次期役員改選（2026年6月）までには協会内で議論を重ね結論を出すこととする。	9. 理事・監事リスト （2025年3月31日現在）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】 2024年6月の役員改選において、激変緩和措置の該当者はいなかった。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者委員会は既に設置している。同委員会規程を改定し、理事が構成メンバーの過半数を超えないよう制限した。また、外部有識者メンバーとして、調査報告書を作成した生田圭弁護士を迎え、同委員会の委員長へ就任いただいた。今後は、女性委員の起用に向けて働き掛けを行いたい。	14. 役員候補者選考委員会規程 15. 役員候補者選考委員会リスト
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	2022年に役職者及び構成員の役割を取り纏めた日本クレイ射撃協会運営ガイドライン (VER.1) を基本とし、2024年度は特にコンプライアンスに掛かる内容の整備を行い、2024年度第7回理事会 (2025年3月24日) においてコンプライアンス委員会規程、処分規程、通報相談窓口規程が承認された。	16. コンプライアンス委員会規程・処分規程・通報相談窓口規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人移行に伴い、現行定款を始めとする様々な諸規程の点検作業にあたり、内閣府公益認定等委員会の指導や委任専門弁護士の助言に従い、協会内の全規程を点検・整備した。 また、会員の入会退会に関する規程、会費に関する規程、委員会の運営に関する規程は整備済みであり、従来設置していなかった利益相反ポリシー、アスリート委員会規程、印章管理規程、加盟団体支援事業審査基準を新たに整備した。	17. アスリート委員会規程 18. 入会・退会規程 19. 競技委員会規程 20. 審査委員会規程 21. 強化委員会規程 22. 利益相反ポリシー 23. 印章管理規程 24. 加盟団体支援事業審査基準

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	情報公開規程、印章管理規程、事務分掌規程を整備した他、大会時の運営マニュアルを策定し、円滑 な事業運営に務めた。 2024年度は会計に掛かる内容の整備を行い、2024年度第7回理事会（2025年3月24日）において会計 規程が承認された。	23. 印章管理規程 25. 情報公開規程 26. ブロック別本部公式 大会運営マニュアル (VER.2) 27. 事務分掌規程 28. 会計規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	定款第17条第2項に基づく役員の報酬等及び費用に関する規程、定款第64条第4項に基づく就業規則を 整備済み。なお、就業規則については社会保険労務士の助言をいただき、2022年度第1回理事会におい て改正承認した。また、2024年度2回理事会において職員を対象とする賃金規程を改正した。	29. 定款 30. 役員の報酬等及び費 用に関する規程 31. 就業規則 32. 2022年度第1回理事 会議事録 33. 賃金規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	法人移行に伴う定款変更箇所の確認作業を行い、2022年度臨時総会において定款改正を行った。その 他、第51条記載の財産運用規程を整備した。 なお、基本財産については、2023年度第1回理事会において、直近2022年度収支決算書において計上 された基本財産は全て特定資産へ計上することが承認されており、定款第50条第3項記載の基本財産管 理規程の策定は当面見送ることとする。	29. 定款 34. 財産管理運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	パートナーシップ規程を2021年度第3回理事会において承認。しかしながら2022年度の運用面で問題 があったため、2023年度末（2024年3月末）までに協賛企業・後援企業を募るための制度や規程を含 め改正する予定であったが、項目1・2記載の通り、2024年度臨時総会における理事解任等があり作業 が滞り目標達成できなかった。 来る2026年度中にパートナーシップ規程を改正すると共に、項目3記載の通り財務計画を更新する。	35. パートナーシップ規 程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	代表選手の選手選考について理事会において問題提起が為され、2022年度第7回理事会において選手選 考委員会（特別委員会）が設置され、2024年パリ五輪の出場枠が付与される国際大会への派遣選手選 考を5回の選考会を経て実施した。 派遣選手選考に関する基準は、選手選考委員会へ強化委員会、アスリート委員会の関係者が構成員と して入り、協議の上、原案作成。理事会へ上程した経緯がある。選手選考に関する規程及び選手の肖 像権や権利保護に関する規程については、2024～2025年度は強化体制の見直し刷新等で精一杯だった ため手つかずだった。2026年度中には整備を行うこととする。	なし
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判員の認定については、証憑書類45：審査規程に示す通りであり、厳格に運用している。審判員の 選考規程については、2022年度内にマニュアル（規程）を作成し、公平且つ合理的な審判員選考に努 めることとしていたが、法人移行に伴う協会全諸規程の点検・整備に追われ、理事会の承認を経るま でに至らなかった。 また、昨今は審判員の人材不足が顕著になってきており、実態を踏まえた選考に関する規程を見直 し・作成する必要性が出てきたため、2026年3月までに関係者にて素案を取り纏め、2026年度中に規程 を見直しする。	36. 審査規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	法律相談の全般としてTMI総合法律事務所との顧問契約を締結し、日常的に組織運営の相談や問合せ ができる体制を整えている。また、審査項目11・17記載の選手選考については、JOC法務相談ブース を積極的に活用した。また、同事務所とは当協会の公益法人移行手続きについても契約し、定款を始 めとする諸規程のチェックや事業内容の見直し等のサポートをいただいた。 その他、司法試験合格者を理事内に配置し調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有し ている。また、当協会は銃砲を扱う特殊な競技であるため、銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法 に詳しい方を理事に配置している。	9. 理事・監事リスト (2025年3月31日現在) 37. 弁護士との顧問契約 書(TMI総合法律事務 所)
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	2024年度第6回理事会においてコンプライアンス室を委員会に格上げしコンプライアンス委員会を設置 することが2024年度第6回理事会(2024年12月4日)において承認された。 また、当協会では、民間企業においてコンプライアンス教育を受けた者を担当職員として2019年度よ り採用し、対応にあたっている。	38. コンプライアンス委 員会設置 39. 2024年度第6回理事 会議事録
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	コンプライアンス委員会の設置に伴い、委員会メンバーは計4名＜協会理事3名(内女性1名)、外部有 識者1名＞の構成となった。尚、外部有識者は弁護士であるが、当協会の顧問弁護士ではない弁護士を 選定した。	2. 2024年度第7回理事会 議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス規程に基づき、今後積極的に啓発活動を行っていく。具体的な取組みとしては理事会や総会を利用して専門講師を招き、理事・監事・正会員・職員を対象とした研修を2022年度より実施する。直近では2022年10月6日開催の2022年度第5回理事会において、専門弁護士に依頼し、理事・監事を対象にガバナンス・コード（題材：選手選考）について講義を行った。 今後については、上部団体より提供されるコンプライアンス教育教材を理事・監事に提供して学習していただく事を図るとともに、理事会等において研修する機会も進めることとする。	40. コンプライアンス研修資料 41. 2025年度第2回理事会 総務委員会資料
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は1998年セクハラ問題発生後、協会内に倫理委員会を設置して会員への人権意識啓発活動に傾注してきた。国民体育大会時には監督・選手・競技役員を対象とした倫理講習会を実施し、問題の再発防止に長らく取り組んできた経緯がある。 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育について、2025年2月末に開催したJSPO公認スポーツ指導者講習会を活用してインテグリティ（コンプライアンス）教育を実施した。今後毎年この機会に教育を継続していく計画である。また、2024年度は若手の発掘育成を目的としたU25における座学でもインテグリティ（コンプライアンス）教育を実施し、2025年1月8日には専門講師（上田大介氏）を講師として招き、当協会の強化選手・スタッフを対象としたインテグリティ教育を強化合宿時に実施した。	42. インテグリティ教育_20250222 43. 第2回U25発掘育成合宿 報告書 44. 第六回強化選手岡山合宿報告書
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのインテグリティ（コンプライアンス）教育について、2025年度より年度初めに教育の実施を開始した。	45. 本部公式大会レフェリー向けインテグリティ・コンプライアンス教育

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	契約している弁護士、税理士、公認会計士と日常的に相談や問合せができる体制を構築している。	46. 弁護士との顧問契約書 47. 公認会計士との監査契約書 48. 税理士業務についての委嘱契約書 28. 会計規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。 (公認会計士監査報告書、監事監査報告書参照) また、協会内へ会計規程や事務分掌規程を整備している。	9. 理事・監事リスト (2025年3月31日現在) 49. 公認会計士監査報告書(令和6年度) 50. 監事監査報告書(令和6年度) 28. 会計規程 27. 事務分掌規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	補助金申請・報告先であるJOC(日本オリンピック委員会)やJSC(日本スポーツ振興センター)の手引き等に従い、各種補助金の適正な利用に務めている。 去る令和7年5月27日付、JOC・NF総合支援センター発第288号文書では当協会の管理レベルは2とランク付された。前年度の補助金執行残や書類の再提出が要因の一つであるが、今後も適切な事務処理に努め、再度管理レベルランク1へ復帰を図る。	27. 事務分掌規 51. NF総合支援センター第288号文書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令・定款に基づき、財務情報等についてホームページへ事業報告・収支決算、事業計画・収支予算を掲載して情報開示している。 公開URL：https://clay-shooting.website/tag/議事録/	なし
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	直近の強化選手選考について、強化委員会にて原案を作成し、2024年度第1回理事会承認を経て公表。計3回の選考会の結果、強化選手候補を決定し、理事会の承認を経た。これらの経緯経過は全てホームページや協会機関誌へ記事掲載し、会員への周知を図った。 2025年1月24日理事会承認を経て名古屋アジア大会代表選手・強化選手選考会 実施要項をホームページに掲載した。	52. 強化選手選考規 53. 2024年度第1回理事会議事録 54. ホームページ・機関誌掲載記事
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	自己説明・公表はホームページへ掲載し情報の開示に努めている。 公開URL：https://clay-shooting.website/協会について/ダウンロード/	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2022年度第7回理事会において利益相反ポリシーを承認し、同ポリシーに従って利益相反を適切に管理することとしている。	22. 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年度第7回理事会において利益相反ポリシーが承認された。	22. 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力・ハラスメント等通報相談窓口を協会ホームページへ掲載し既に運用を行っている。第78回佐賀国スポ大会監督会議では、相談窓口の利用紹介を行い、同窓口を活用いただくようPRした。 https://clay-shooting.website/ 協会について/暴力・ハラスメント等通報相談窓口/ 2024年度コンプライアンス委員会設置に伴い通報相談窓口規程の整備に着手し、2024年度第7回理事会（2025年3月24日）で報告・承認を経ている。	55. ホームページ掲載記事（通報相談窓口） 38. コンプライアンス委員会設置 2. 2. 2024年度第7回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2024年度コンプライアンス委員会設置に伴い通報相談窓口規程が整備され、第6条（通報への対応）において通報を受けた後の運用につき取り決めがされた。尚、通報相談窓口は、窓口利用者から通報を受けた場合、明らかに対応が不要と合理的に判断可能な通報を除き、コンプライアンス委員会に対して事案を報告する。	56. 通報相談窓口規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	2024年度コンプライアンス委員会設置に伴い処分規程が整備され、2024年度第7回理事会（2025年3月24日）において承認された。	16. コンプライアンス委員会規程 57. 処分規程 2. 2. 2024年度第7回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は「除名処分」以外は全て理事会で審議され、必要に応じて顧問弁護士へ事前相談や理事会陪席を依頼し、中立性・専門性は担保されている。なお、除名処分は定款第17条に基づき総会決議事項となっている。	29. 定款 57. 処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	既に自動応諾条項を定め、日本スポーツ仲裁機構を利用できる措置を講じており、競技者規程、処分規定へ明記している。 また、違反者に対する処分については処分規程第4条に細かく規定され、且つ、不服がある場合は同条第7項に従い、日本スポーツ仲裁機構へ処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。	57. 処分規程 58. 競技者規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分規程を2024年度第7回理事会において承認し、処分規程内へ日本スポーツ仲裁機構へ異議申し立てを行うことができる旨を明記した。 当協会の公益法人移行に伴い、内閣府公益認定等委員会への資料提出にあたり、定款を含む全規程・規則を改正したので、2023年10月末に改正された全規程・規則をホームページへ掲載した。	57. 処分規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを2025年3月末までに整備予定であったが、2024年2月臨時総会の理事解任、2024年6月役員改選等により作業が滞り目標達成できなかった。来る2026年3月末までに同マニュアルを整備する。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2023年4月24日、JOCへ匿名による告発文書が届き、4月28日、JOCより書面にて、告発内容について中立の専門家による調査を行い、報告するよう指導があった。 協会は、書面等の記録調査、関係者のヒアリング調査等を行い、7月12日、調査報告書（暫定版）をJOCへ提出。 その後、当事者3名のヒアリングを行い、去る10月17日開催の2023年度第2回理事会の承認を経て、10月26日、調査報告書（最終版）をJOCへ提出した。 今後、理事会等において報告書の内容の検証や問題となっている事柄に対する原因究明、責任の所在の確認、再発防止策の検討、外部公表の有無、組織としての対応等を審議予定。また、去る11月28日、同調査報告書を総会を構成する正会員47名へ郵送し、情報の共有を図った。 去る2024年6月、調査報告書に基づく指摘事項の対応方針をJOCへ提出し、2024年7月、JOCより当協会へ文書による指導が行われ、3ヶ月毎の進捗報告を求められており、直近では2025年10月23日付で「指導に対する進捗について（ご報告）」を実施した。	58. 指導に対する進捗について（ご報告）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	前項40記載の調査にあたり、スポーツ・ガバナンスに造詣が深く、当協会と利害関係が無い生田総合法律事務所：生田圭弁護士へ依頼し、調査報告書を作成いただいた。	59. 調査報告書
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程を整備し、加盟団体との間の権限関係を明確にしている。その他、加盟団体用の運営ガイドラインを策定（2021年度第6回理事会承認）し、当該ブロック理事を通じて各都道府県協会へ配布した。今後とも同ガイドラインに添ってコンプライアンス・ガバナンス・インテグリティの醸成に取り組んでいく。 また、2022年度第4回理事会において前述ガイドラインを推進する特別委員会（ガイドライン推進委員会）を設置したが、現在まで具体的な活動が行えていないことは反省材料である。今後は項目43の取り組みを行い指導していく予定である。	60. 加盟団体規程 61. 加盟団体運営ガイドライン 7. 2021年度第6回理事会議事録
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体用の運営ガイドラインを策定（2021年度第6回理事会承認）し、当該ブロック理事を通じて各都道府県協会へ配布した。 組織改革等に係る意見交換を行う予定であったが、2024年臨時総会による理事解任や2024年6月役員改選により目標達成できなかった。2026年度より加盟団体・部会事務担当者を対象とした当初の研修会を企画し、ガバナンスやコンプライアンスの醸成を図りたい。	61. 加盟団体運営ガイドライン